

(平成25年7月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

中国（山口）国民年金 事案 1456

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年9月から41年3月まで
③ 昭和43年1月から同年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料も夫の分と併せて二人分を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び③は未納期間、申立期間②は未納及び免除期間とされていることに納得できない。また、昭和42年度国民年金印紙代金預りカードには申立期間③の保険料を納付したことを示す領収印がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人から提出された昭和42年度国民年金印紙代金預りカードにおいて、当該期間の保険料が納付されたことを示す領収印が押されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の被保険者の記録から、昭和39年7月から同年8月頃までにA市において払い出されたものと推認され、国民年金の保険料徴収が開始された36年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得する加入手続が行われている。この加入手続の時点で申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない保険料及び過年度保険料であり、過年度保険料について、申立人は、「保険料を遡って納付したことがあるかどうか覚えていない。保険料をまとめて納付したことはなかったと思

う。」としている。

また、申立人は、「夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、私と夫の二人分の保険料を納付していた。」としているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号及び戸籍の附票から判断すると、申立人の夫は昭和36年4月以前にB町(現在は、B市)において国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人とその夫の国民年金の加入手続はそれぞれ別の時期・場所において行われたものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査及びオンライン記録による氏名検索においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「自宅に来ていた集金人を通じて、私と夫の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」としているが、オンライン記録によると、当該期間を含む昭和40年度における申立人の夫の国民年金保険料の納付状況は、「3か月分の保険料が納付済み。9か月分の保険料が未納。納付・未納の月別内訳は不明。」となっており、申立期間②に係る申立人の夫の保険料は未納であった可能性がある。

また、申立人は、「免除申請をした記憶は無い。」としているが、オンライン記録によると、申立期間②における申立人の国民年金保険料の納付状況は、「昭和40年9月の保険料が未納。同年10月から41年3月までの保険料が申請免除。」となっており、国民年金被保険者台帳の記録(昭和40年9月の保険料が未納。5か月分の保険料が納付済み。6か月分の保険料が免除。)と一致している。

さらに、上記預りカードの領収印から判明した集金人について、申立人は、「国民年金保険料及び国民健康保険料を集金していた人であり、この人の奥さんも集金に来ていたが、既に夫婦とも死亡している。」と供述している上、A市は、当時使用していた国民年金被保険者名簿(紙台帳)等の資料を残していないことから、申立人及びその夫の申立期間②における国民年金保険料の具体的な納付状況について確認することはできない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2858

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日、資格喪失日に係る記録を同年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から52年7月1日まで

私は、昭和49年8月から54年10月までA社（勤務期間中にB社に名称変更）に勤務したが、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に昭和49年9月1日から54年10月31日までの雇用保険の加入記録があることから、申立期間のうち、49年9月1日から52年7月1日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から、支給月の記載はあるものの支給年の記載が無い給与明細書1枚が提出されており、当該給与明細書に記載された健康保険料及び厚生年金保険料の控除額等から支給年月を検証したところ、昭和50年2月の給与明細書であることが推認されることから、申立人は、申立期間のうち、50年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立人の昭和50年2月の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の昭和50年2月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主の所在は不明であるため、確認すること

ができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年2月に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年8月1日から50年2月1日までの期間及び同年3月1日から52年7月1日までの期間については、このうち、49年8月1日から同年9月1日までの期間を除き、上述のとおり、申立人のA社における勤務が確認できるものの、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であるため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、被保険者資格取得日は昭和52年7月1日、資格取得届の提出日は同年7月6日と記載されており、不自然な点は見当たらない上、49年8月から52年6月までの期間について、同原票の健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和49年8月1日から50年2月1日までの期間及び同年3月1日から52年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2861

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和58年4月頃から平成3年6月までA社及びB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、事業主の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和58年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について社会保険事務所に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 2863

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和46年10月1日に人事異動でA社から同じ企業グループのB社に転籍したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社及びB社に継続して勤務し（昭和46年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和46年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年2月まで
昭和63年3月に会社を退職後、国民年金に加入したが、申立期間が未納の記録となっている。当時の私の預金通帳に、国民年金保険料の口座振替納付の記載があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同手帳記号番号の第3号被保険者の処理年月日等から、平成2年4月頃に払い出されたと推認でき、この加入手続において申立人は初めて国民年金被保険者資格を取得したと考えられることから、申立期間の国民年金保険料を口座振替納付することはできない。

また、申立人の申立期間当時の預金通帳において口座振替納付が確認できる国民年金保険料は一人分であり、申立期間と同時期の国民年金保険料が納付済みの記録となっている申立人の妻は、自身の国民年金保険料を申立人の預金口座から口座振替納付をしていたと記憶していることから、当該口座振替納付は申立人の妻の国民年金保険料に係る納付であると考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、口座振替納付とは別に、過年度納付をすることが可能であるが、申立人は、「国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について全く覚えていない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2859（広島厚生年金事案 2025 及び 2707 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 6 月 5 日から 19 年 2 月 1 日まで
② 昭和 19 年 2 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 21 年 1 月 10 日から同年 4 月 1 日まで

亡き夫は、昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで A 社（現在は、B 社）の厚生年金保険被保険者となっているが、申立期間①、②及び③について夫は厚生年金保険被保険者ではなく、船員保険被保険者であったので、記録を訂正してほしいと申立てを 2 回行ったが、いずれも記録訂正のあつせんは行わないとの通知を受けている。

この度、C 省から送付された軍属船員名票により、夫が昭和 18 年 5 月 29 日から同年 6 月 4 日までは軍属船員であったことが確認でき、同年 6 月 5 日以降（申立期間①及び②）の軍属船員としての記録は無いため、夫は、申立期間①及び②は軍属ではなく、一般の船員として勤務し、船員保険に加入していたと思われる。

また、申立期間③については、夫が書いた履歴書に「昭和 21 年 1 月 10 日入社」と記載されている上、船員手帳に「雇入年月日昭和 21 年 3 月 21 日」と記載されていることから、昭和 21 年 4 月 1 日を船員保険被保険者資格取得日とする記録は間違っている。

申立期間①、②及び③について、記録の訂正を申し立てる。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 申立人が記載したとする履歴書によると、昭和 16 年 6 月 10 日から 19 年 2 月 1 日まで軍隊輸送船に調理員として乗船と記

載されているのみで、船舶所有者及び船舶名が不明であり、申立人が申立期間①及び②当時に乗船していた船舶所有者（D丸のE社を除く。）を特定することができないこと、ii）E社船舶部、F社等の後継事業所であるG社が保管する申立人に係る船員保険の記録によると、申立人の資格取得日は21年4月1日となっており、この資格取得日は、国の船員保険被保険者台帳、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致すること、iii）17年4月から25年3月まで国の代行機関として船員及び船舶の一元的な管理を行っていたとされるHは既に解散し、当時の資料は保管されていないため、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料の控除の事実を確認することができないこと、iv）B社が保管する申立人に係る厚生年金保険資格喪失届から、A社は、申立人について、22年5月3日資格喪失の届出を行ったことが確認できる上、申立人の資格取得日は厚生年金保険の制度発足時である17年6月1日となっており、事業主から資格取得の届出が無い限り、国が申立人の被保険者名及び資格取得日を記録することは考え難いことから、申立人の同社に係る厚生年金保険の加入記録は、事業主の届出に基づくものであったと推認されることなどから、既に年金記録確認第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについては、申立人の妻は、船員手帳2冊及び船員保険遺族年金裁定請求書の写しを提出しているが、i）D丸に係る船員手帳に、「雇入年月日昭和18年6月1日、雇止年月日昭和18年6月4日」、「標準報酬等級5級」等の記載があるが、当該記載は既に年金記録として記載済み（期間が1か月未満であるため、被保険者期間に算入されない。）の記録に係るものであること、ii）I丸に係る船員手帳に、「雇入年月日昭和21年3月21日、雇止年月日昭和21年5月20日」等の記載があるが、「標準報酬等級」欄等に記載は無く、当該手帳のみで申立期間③に係る船員保険の加入状況について確認することはできず、また、G社が保管している船員保険被保険者票には、「(資格)取得21年4月1日」の記載の右に、「船員課カード21.3月I丸乗船」との記載があり、雇入れ、乗船と同時に船員保険に加入していたとは限らない状況がうかがわれること、iii）船員保険遺族年金裁定請求書の写しの記述により、申立人の妻は、昭和18年6月以降は申立人が船員保険に加入していたことを示唆するものとしているが、同請求書の表記以上の内容を確認することはできない上、当該記述は、申立人の年金記録に記載されていない具体的な船員保険の加入の事実をうかがわせるものではないことなどから、既に年金記録確認第三者委員会の決定に基づき、平成24年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人の妻は、C省から送付された軍属船員名票を新たな資料として提出している。

しかしながら、軍属船員名票には、申立人が昭和18年5月29日から同年6

月4日までは軍属船員であったことが記載されているものの、当該記載は既に船員保険の記録として記載済みの記録に係るものであり、年金記録の訂正につながる新たな資料には当たらない。

このほか、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2860

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和29年11月1日から30年4月1日まで

私は、勤務していたA事業所が倒産した後、同事業所の役員が同じ所在地に設立したB事業所に引き続き勤務していた。

しかし、B事業所に勤務した申立期間①及び②に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②においてB事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所は、申立期間①及び②においては厚生年金保険の適用事業所として社会保険事務所(当時)に記録されていないことが確認できる。

また、同僚は、「申立期間はB事業所から給与を支給されていたが、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と回答している。

さらに、B事業所は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人と同様に、A事業所及びB事業所の両事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人全員の記録において、申立期間①及び②は厚生年金保険の未加入期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2862

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月から32年11月まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、年金記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするA事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する当該事業所の所在地を管轄する法務局においても、当該事業所の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶する事業主については、その所在を確認することができない上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2864

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間に賞与の支払を受けていたことが確認できる。

なお、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、当該事業所が当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成24年10月に年金事務所に提出していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賞与明細書によると、申立人の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る打刻個人表及び当該事業所の回答から、申立人は申立期間に育児休業を取得していたことが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2は、事業主の申出により、被保険者の育児休業期間中の保険料を免除する旨規定しているところ、当該事業所は、「社会保険事務所（当時）に申立人の申立期間に係る育児休業申出書の提出をしたかどうかは不明であり、提出を確認できる資料は無い。」と回答している上、オンライン記録にも申立人の申立期間に係る育児休業取得の記録は無いことから、申立期

間は、同規定に基づく育児休業期間に係る保険料が免除される期間とは認められない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（島根）厚生年金 事案 2865

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB記録原票等から、申立人は、申立期間のうち平成3年1月11日から同年10月1日までは、A社に勤務していたと推認される。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成3年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年1月から同年4月までの期間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は平成6年に解散し、事業主は既に死亡している上、同僚の供述によっても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、上記原票に記載された同僚の中には、申立人と同様に、当該事業所における厚生年金保険被保険者として記録されていない者がみられる。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録において、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2866

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和23年6月1日から26年8月1日まで

私は、昭和21年9月から27年4月までA社及び同社の業務を引き継いだB社（現在は、C社）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述等から、申立人は、申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和23年8月15日までであり、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは26年8月1日であることから、申立期間のうち、23年8月15日から26年7月31日までの期間は、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、上記同僚の一人は、「私がB社に勤務したのは昭和24年頃からであったが、厚生年金保険に加入したのは26年頃であったと記憶している。」と供述している。

また、C社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、同僚の供述からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A社において昭和23年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、B社において26年8月1日に同資格を取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2867

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から23年1月1日まで
私は、申立期間を含めA事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は昭和23年8月に解散し、同事業所の事業を引き継いでいるB事業所は、「A事業所に係る人事記録、賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答している上、同僚は、「申立人がA事業所に勤務していたことは覚えているが、それ以上のことはよく覚えていない。」と供述していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和22年3月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、23年1月1日に同事業所において同資格を再取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2868（山口厚生年金事案 789 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 15 日から平成 3 年 6 月 29 日まで
私の A 社における給与については、入社面接時に事業主との間で月額 20 万円と取り決められ、毎月変わることなく 20 万円が支給されていたのに、ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額が 16 万円から 18 万円と記録されており、実際の報酬月額と相違している上、毎月変更がなかった報酬月額が変動していることにも納得できない。

今回の再申立てに当たって特に新たな資料や情報は無いが、申立書に記載した同僚の記録や当時の経理担当者を調査すれば、私が 20 万円もらっていたことは分かるはずなので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無いこと、ii) 申立てに係る事業所の申立期間当時の経理担当者及び同僚は、「給与は事業主が従業員と面談して決めていた。」と供述しているところ、当時の事業主は既に死亡しており、具体的な供述を得ることができない上、同事業所は既に解散し、申立期間当時の関連資料は保存されていないこと、iii) 同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらないこと、iv) 複数の同僚の標準報酬月額は、毎年 10 月の定時決定において変動していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然に変動していたとは考え難いこと、v) 申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同事業所における自身の標準報酬月額について、「記録されている標準報酬月額に誤

りがあるとは思わない。」と回答している上、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらないことなどから、既に年金記録確認山口地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年6月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人からは新たな資料の提出は無く、このほか、年金記録確認山口地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。